

第 2 0 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 7 年 2 月 1 9 日（水） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第20回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月19日（水）午後3時00分～4時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）・出席推進委員（7名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（0人）

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について

議案第64号 会津坂下農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第65号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は7名です。 それでは、第20回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第57号の農地法第5条の駐車場用地及び進入路への転用の案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第58号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、総会後の1月21日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。 次に議案第59号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画の各案件については、県での公告となるため、町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。 次に議案第60号の令和7年農作業標準賃金協定額については、広報3月号、及び町ホームページに掲載することで現在準備を進めております。以上報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、7番 渡部委員、8番 五十嵐委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第20回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】

議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号 2 号は公社との契約を解約するものであり、今後当該農地は所有者が耕作することとなります。 次に 3 号 4 号案件は公社との契約を解約するものであり、今後当該農地は新たな耕作者が担うこととなります。 次に 5 号 6 号は公社との契約を解約するものであり、本日の議案第 61 号でご審議いただきますが、所有権移転するためのものです。 次に 7 号は農地法第 3 条による賃貸借契約を解約するものであり、こちらも本日の議案第 61 号でご審議いただくものですが、所有権移転するためのものです。以上です。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	議案第 61 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1 号案件から 3 号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件は、相続放棄された農地であり、近隣の農地を耕作している認定農業者へ所有権移転するものです。 2 号案件は、報告第 18 号の 7 号案件で報告のあった農地を所有者の要望により所有権移転するものです。 3 号案件は、報告第 18 号の 5 号案件 6 号案件で報告のあった農地を所有権移転するものです。

議長	1 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	1 号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲受人に 2 月 15 日訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて、事務局に調査報告を求めます。
事務局	譲渡人に対し、議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。1 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	2 号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に 2 月 17 日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に 3 号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	申請者へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3 号案件は原案のとおり許可することに決しました
議長	議案第 62 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について、事務局に説明を求めます。

事務局	本件は、農地法の許可を得ずに申請地をアスファルト敷駐車場としていることが判明したため、追認申請することとなった案件です。 転用の経緯につきましては、既存の従業員駐車場が手狭となり、家族が所有する当該申請地が既存の駐車場と隣接しており、利便性もあることから、令和5年秋頃にアスファルト敷の駐車場を整備したものです。 農地転用許可基準の立地基準は、申請地は都市計画法の用途地域内にある農地であり第3種農地に該当し、周辺に農地は無く、問題ないと思われます。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
7 番 渡部委員	本件について調査の結果を報告します。事務局と共に現地を確認し、周辺農地に農地はなく問題がないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本件について事務局に説明を求めます。

事務局	本件は、調剤薬局店舗用地として、令和 6 年 7 月総会において許可されたところですが、資材高騰の影響により工事費が当初想定していた金額を上回り、資金調達が困難となったことから、許可処分の取消願出書が提出されたものです。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。原案のとおり許可を取り消すことに賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可を取り消すことに決しました。
議長	議案第 64 号「会津坂下農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
事務局	農業振興地域整備計画の変更案について、説明いたします。 本件は、一般住宅を建設するため、農業振興地域からの除外申請があった案件です。 申請者は、電気関係の事業を自宅で行っている自営業者です。現在の住宅を建て替え、自宅に隣接した事業スペースを確保できる土地は、当該地が最も適していたため、今回除外申請をすることとなりました。 当該地は、現在耕作されておらず、一般住宅が建築されても日照等において周辺の農地に影響はないものであり、農振除外は適正であると考えられます。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について、原案のとおり変更することに賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	議案第 65 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 （事務局朗読）
議長	利用権設定一括方式 1 号案件から 48 号案件について事務局に説明を求めます。
事務局	1 号は公社が広瀬地区の田 21,200 m²を借入れ、2 号は公社が広瀬地区の田 4,769 m²を借入れ、3 号は公社が広瀬地区の田 23,916 m²、畑 3,324 m²を借入れ、1 号から 3 号をまとめて 4 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。 次に 5 号は公社が金上地区の田 32,762 m²、畑 335 m²を借入れ 6 号の金上地区の認定農業者へ集積します。 次に 7 号は公社が金上地区の田 9,891 m²を借入れ、8 号は公社が金上地区の田 67,678 m²を借入れ、9 号は公社が金上地区の田 31,437 m²を借入れ、10 号は公社が金上地区の田 38,747 m²を借入れ、11 号は公社が金上地区の田 6,255 m²を借入れ、7 号から 11 号を併せて 12 号の金上地区の認定農業者へ集積します。 次に 13 号は公社が広瀬地区の田 30,628 m²、畑 1,619 m²を借入れ、14 号は公社が広瀬地区の田 165 m²を借入れ、13 号 14 号を併せて 15 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。 次に 16 号は公社が坂下地区の田 1,982 m²を借入れ、17 号の八幡地区の認定農業者である法人へ集積します。

議長	次に 18 号は公社が金上地区の田 9,073 m²を借入れ、19 号は公社が金上地区の田 16,875 m²、畑 1,774 m²を借入れ、20 号は公社が若宮地区の田 5,887 m²を借入れ、18 号から 20 号を併せて 21 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 22 号は公社が八幡地区の田 5 m²、畑 7,029 m²を借入れ 23 号の八幡地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 24 号は公社が金上地区の田 1,882 m²、畑 806 m²を借入れ、25 号は公社が金上地区の田 3,184 m²、畑 237 m²を借入れ、24 号 25 号を併せて 26 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 27 号は公社が若宮地区の田 21,291 m²を借入れ、28 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 次に 29 号は公社が若宮地区の 19,306 m²を借入れ、30 号は公社が若宮地区の田 2,308 m²を借入れ、31 号は公社が若宮地区の田 25,502 m²を借入れ、32 号は公社が若宮地区の田 2,619 m²を借入れ、29 号から 32 号を併せて 33 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 次に 34 号は公社が八幡地区の田 1,084 m²を借入れ、35 号の八幡地区の認定農業者へ集積します。 次に 36 号は公社が金上地区の田 13,998 m²を借入れ、37 号、38 号の金上地区の認定農業者へ分けて集積します。 次に 39 号は公社が金上地区の田 3,922 m²を借入れ、40 号の金上地区の認定農業者へ集積します。 次に 41 号は公社が金上地区の田 13,519 m²を借入れ、42 号は公社が川西地区の田 4,272 m²を借入れ、41 号 42 号を併せて 43 号の金上地区の認定農業者へ集積します。 次に 44 号は公社が川西地区の田 3,921 m²を借入れ、45 号は公社が川西地区の田 19,735 m²を借入れ、44 号 45 号を併せて 46 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 次に 47 号は公社が広瀬地区の田 3,866 m²を借入れ 48 号の広瀬地区の農業者へ集積します。 なお、今回は公社との 10 年契約が満了し、契約更新するものも含まれております。 1 号案件から 4 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
----	---

8 番 五十嵐委員	1 号案件から 4 号案件について調査の結果を報告します。3 号案件の貸手は、事務局へ確認を依頼し、1 号案件から 2 号案件の貸手・4 号案件の借手に対し、2 月 17 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より調査報告をお願いします。
事務局	3 号案件の貸手に対し、議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。1 号案件から 4 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件から 4 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件から 4 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	5 号案件から 6 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
6 番 木村委員	5 号案件から 6 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 2 月 16 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。5 号案件から 6 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5 号案件から 6 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、5 号案件から 6 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	7 号案件から 12 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	7 号案件から 12 号案件について調査の結果を報告します。7 号案件・11 号案件の貸手については町外のため事務局へ確認を依頼し、8 号案件から 10 号案件の貸手・12 号案件の借手に対し 2 月 16 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	7 号案件・11 号案件の貸手に対し、議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。7 号案件から 12 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。7 号案件から 12 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、7号案件から12号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	13号案件から15号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
広瀬地区 橋本推進委員	13号案件から15号案件について調査の結果を報告します。13号案件から14号案件の貸手に対し2月14日訪問にて、15号案件の借手に対し2月15日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります13号案件から15号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 13号案件から15号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、13号案件から15号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	16号案件から17号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	16号案件から17号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に2月13日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いあ

議長	りませんでした。 ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 9 番 五十嵐委員の退場を命じます。 (五十嵐委員 退場)
議長	質疑に入ります 16 号案件から 17 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 16 号案件から 17 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、16 号案件から 17 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 9 番 五十嵐委員の入場を認めます。 (五十嵐委員 入場)
議長	18 号案件から 21 号案件について、まず、6 番 木村委員に調査報告を求めます。
6 番 木村委員	18 号案件から 21 号案件について調査の結果を報告します。18 号案件から 19 号案件の貸手に対し 2 月 16 日電話にて、21 号案件の借手に対し 2 月 12 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて若宮地区 山内推進委員に調査報告を求めます。

若宮地区 山内推進委員	20 号案件について調査の結果を報告します。2 月 15 日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります 18 号案件から 21 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 18 号案件から 21 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、18 号案件から 21 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	22 号案件から 23 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
9 番 五十嵐委員	22 号案件から 23 号案件について調査の結果を報告します。貸手については町外のため事務局へ確認を依頼し、借手に対し 2 月 16 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	22 号案件の貸手に対し議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります 22 号案件から 23 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長	【ありません】 採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 22 号案件から 23 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、22 号案件から 23 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	24 号案件から 26 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	24 号案件から 26 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 2 月 16 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 6 番 木村委員の退場を命じます。 （木村委員 退場）
議長	質疑に入ります 24 号案件から 26 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 24 号案件から 26 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》

議長	挙手全員であります。よって、24 号案件から 26 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	6 番 木村委員の入場を認めます。 (木村委員 入場)
議長	27 号案件から 28 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	27 号案件から 28 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 2 月 16 日訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります 27 号案件から 28 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 27 号案件から 28 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、27 号案件から 28 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	29 号案件から 33 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	29 号案件から 33 号案件について調査の結果を報告します。32 号案件の貸手については町外のため事務局へ確認を依頼し、29

	号案件から 31 号案件の貸手・33 号案件の借手共に 2 月 15 日訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	32 号案件の貸手に対し議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります 29 号案件から 33 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 29 号案件から 33 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、29 号案件から 33 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	34 号案件から 35 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	34 号案件から 35 号案件について調査の結果を報告します。貸手に対し 2 月 14 日電話にて、借手に対し同日 14 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります 34 号案件から 35 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 34 号案件から 35 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、34 号案件から 35 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	36 号案件から 38 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	36 号案件から 38 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 2 月 16 日訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります 36 号案件から 38 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 36 号案件から 38 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、36 号案件から 38 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	39 号案件から 40 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

金上地区 齋藤推進委員	39 号案件から 40 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 2 月 16 日訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります 39 号案件から 40 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 39 号案件から 40 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、39 号案件から 40 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	41 号案件から 43 号案件について、まず、金上地区 齋藤推進委員より調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	41 号案件・43 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 2 月 16 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、2 番 鈴木委員より調査報告を求めます。
2 番 鈴木委員	42 号案件について調査の結果を報告します。2 月 16 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります 41 号案件から 43 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 41 号案件から 43 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、41 号案件から 43 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
川西地区 齋藤推進委員	44 号案件から 46 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
川西地区 齋藤推進委員	44 号案件から 46 号案件について調査の結果を報告します。45 号案件については町外のため事務局へ確認を依頼し、貸手・借手共に 2 月 11 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より調査報告を求めます。
事務局	45 号案件の貸手に対し議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります 44 号案件から 46 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 44 号案件から 46 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》

議長	挙手全員であります。よって、44 号案件から 46 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	47 号案件から 48 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
10 番二瓶委員	47 号案件から 48 号案件について調査の結果を報告します。47 号案件については町外のため事務局へ確認を依頼し、借手に対し 2 月 13 日電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より調査報告を求めます。
事務局	47 号案件の貸手に対し議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります 47 号案件から 48 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 47 号案件から 48 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、47 号案件から 48 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもって、第 20 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和7年2月19日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員